

○ 大分県内水面漁業調整規則

昭和四十一年八月五日
大分県規則第八十二号

改正

| | | | |
|--------|--------|-----|-----|
| 昭和四十二年 | 三月三十一日 | 規則第 | 二七号 |
| 昭和四十五年 | 一〇月六日 | 規則第 | 五八号 |
| 昭和四十七年 | 六月三〇日 | 規則第 | 四四号 |
| 昭和五十一年 | 九月一七日 | 規則第 | 五四号 |
| 昭和五十四年 | 三月二日 | 規則第 | 五五号 |
| 昭和五十八年 | 六月一日 | 規則第 | 四〇号 |
| 昭和六三年 | 四月一日 | 規則第 | 二五号 |
| 昭和六三年 | 二月一日 | 規則第 | 六二号 |
| 平成二年 | 一月二日 | 規則第 | 一八号 |
| 平成二年 | 四月一日 | 規則第 | 二二号 |
| 平成六年 | 四月一日 | 規則第 | 二九号 |
| 平成六年 | 六月一七日 | 規則第 | 三三号 |
| 平成六年 | 九月三〇日 | 規則第 | 四〇号 |
| 平成十二年 | 三月二八日 | 規則第 | 一八号 |
| 平成十三年 | 三月三〇日 | 規則第 | 三一号 |
| 平成十三年 | 一〇月一日 | 規則第 | 七二号 |
| 平成一八年 | 三月三〇日 | 規則第 | 八号 |
| 平成一八年 | 八月四日 | 規則第 | 六七号 |
| 平成二十一年 | 十月十六日 | 規則第 | 六四号 |

大分県内水面漁業調整規則をここに公布する。

大分県内水面漁業調整規則

目次

第一章 総則（第一条―第五条）

第二章 水産動物の採捕の許可（第六条―第二十三条）

第三章 水産資源の保護培養及び漁業取締り等（第二十四条―第三十六条）

第四章 罰則（第三十七条―第四十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この規則は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）その他漁業に関する法令とあいまつて、大分県における水産資源の保護培養、漁業取締りその他漁業調整を図り、あわせて漁業秩序の確立を期することを目的とする。

（適用範囲）

第二条 この規則は、漁業法第八条第三項に規定する内水面に適用する。

（申請又は届出の経由機関）

第三条 水産動物の採捕に関し知事に申請し、又は届け出ようとする者は、その住所を区域とする所管振興局長を経由して申請し、又は届け出なければならない。ただし、県内に住所を有しない者にあつては、この限りでない。

（平二規則二一・平一二規則一八・平一八規則六七・一部改正）

(代表者の届出)

第四条 漁業法第五条第一項の規定による代表者の届出は、第一号様式によるものとする。

(漁業権等に関する申請書の様式)

第五条 漁業権又は入漁権に関する次の各号に掲げる申請書の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- 一 漁業法第八条第六項の規定による認可の申請書 第二号様式
- 二 漁業法第十条の規定による免許の申請書 第三号様式
- 三 漁業法第二百二十九条第一項又は第三項の規定による認可の申請書 第四号様式

(平一三規則三一・一部改正)

第二章 水産動物の採捕の許可

(水産動物の採捕の許可)

第六条 次の各号に掲げる漁具又は漁法によつて水産動物を採捕しようとする者は、漁具又は漁法ごとに知事の許可を受けなければならない。ただし、漁業権又は入漁権に基づいてする場合及び漁業法第二百二十九条の遊漁規則に基づいてする場合は、この限りでない。

- 一 さし網
- 二 しき網
- 三 建干網
- 四 白魚せきすくい網
- 五 やな
- 六 う飼漁法

(許可の申請)

第七条 前条の規定による許可(以下「採捕の許可」という。)を受けようとする者は、第五号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請書のほか、許可するかどうかの判断に関し必要と認める書類の提出を求めることができる。

(許可の有効期間)

第八条 採捕の許可の有効期間は、三年とする。

2 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要な限度において、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。

(平六規則四〇・一部改正)

(許可証の交付)

第九条 知事は、採捕の許可をしたときは、その申請者に第六号様式による許可証を交付するものとする。

(許可証の携帯義務)

第十条 採捕の許可を受けた者は、当該許可に係る漁具又は漁法により水産動物の採捕をするときは、前条の許可証を自ら携帯し、又は採捕従事者に携帯させなければならない。

2 許可証の書き換え申請その他の理由により許可証を行政庁に提出中である者が、当該許可に係る漁具又は漁法による水産動物の採捕をするときは、前項の規定にかかわらず、知事がその記載内容が許可証の記載内容と同一であり、かつ、当該許可証を行政庁に提出中である旨を証明した許可証の写しを自ら携帯し、又は採捕従事者に携帯させなければならない。

3 前項の場合において、許可証の交付又は還付を受けた者は、遅滞なく同項に規定する許可証の写しを返納しなければならない。

(平一二規則一八・一部改正)

(許可証の譲渡等の禁止)

第十一条 採捕の許可を受けた者は、許可証又は前条第二項の規定による許可証の写しを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可の制限又は条件)

第十二条 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があるときは、採捕の許可をするにあたり、当該許可に制限又は条件を付けることができる。

(許可の内容に違反する採捕の禁止)

第十三条 採捕の許可を受けた者は、採捕の許可の内容(採捕の種類(当該漁具又は漁法による水産動物の採捕を魚種等により区分したものをいう。)、採捕区域及び採捕期間をいう。以下同じ。)に違反して水産動物の採捕をしてはならない。

(許可の内容の変更許可)

第十四条 採捕の許可を受けた者が前条の規定による採捕の許可の内容を変更しようとするときは、第七号様式による申請書を提出して知事の許可を受けなければならない。

2 第七条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(許可証の書換え交付の申請)

第十五条 採捕の許可を受けた者は、許可証の記載事項(許可の内容である事項を除く。)に変更を生じたときは、すみやかに、第八号様式による申請書を提出して、知事に許可証の書換え交付を申請しなければならない。

(許可証の再交付の申請)

第十六条 採捕の許可を受けた者は、許可証を亡失し、又はき損したときは、すみやかに、その理由を附して第九号様式による申請書を提出して、知事に許可証の再交付を申請しなければならない。

(許可証の書換え交付及び再交付)

第十七条 知事は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく許可証を書き換えて交付し、又は再交付するものとする。

一 第十四条の許可をしたとき。

二 第十五条の規定による書換え交付又は前条の規定による再交付の申請があつたとき。

三 第二十二条第一項の規定により、採捕の許可について、その内容を変更し、又は制限若しくは条件を付けたとき。

(許可証の返納)

第十八条 採捕の許可を受けた者は、当該許可がその効力を失い、又は取り消された場合には、すみやかに、その許可証を知事に返納しなければならない。前条の規定により許可証の書換え交付又は再交付を受けた場合における従前の許可証についても、同様とする。

2 前項の場合において、許可証を返納することができないときは、理由を付してその旨を知事に届け出なければならない。

3 採捕の許可を受けた者が死亡し、又は解散したときは、その相続人、合併後存続する法人、合併によつて成立した法人又は清算人が前二項の手続をしなければならない。

(平一三規則三一・一部改正)

(許可をしない場合)

第十九条 知事は、次の各号の一に該当する場合には、採捕の許可をしないものとする。

一 申請者が漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者である場合

二 漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認める場合

2 知事は、前項第一号の規定により採捕の許可をしないときは、あらかじめ、内水面漁場管理委員会の意見を聴くとともに、当該申請者とその理由を文書をもつて通知し、公開による意見の聴取を行わなければならない。

3 前項の意見の聴取に際しては、当該申請者又はその代理人は、当該事案について弁明し、かつ、証拠を提出することができる。

4 知事は、第一項第二号の規定により採捕の許可をしないときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴くものとする。

(平六規則四〇・一部改正)

(許可の取消し)

第二十条 知事は、採捕の許可を受けた者が前条第一項第一号の規定に該当することとなつたときは、その許可を取り消すものとする。

2 知事は、前項の規定による採捕の許可の取消しをするときは、あらかじめ、内水面漁場管理委員会の意見を聴くとともに、当該処分に係る聴聞の期日における審理を公開により行わなければならない。

(平六規則四〇・一部改正)

第二十一条 知事は、採捕の許可を受けた者がその許可を受けた日から六箇月間又は引き続き一年間、その許可に係る漁具又は漁法による水産動物の採捕をしないときは、その許可を取り消すことができる。

2 採捕の許可を受けた者の責めに帰すべき理由による場合を除き、次条第一項の規定に基づく処分又は漁業法第六十七条第一項の規定に基づく指示若しくは同条第十一項の規定に基づく命令により水産動物の採捕を停止された期間は、前項の期間に算入しない。

3 前条第二項の規定は、第一項の場合に準用する。

(平六規則四〇・平一二規則一八・平一三規則七一―二・

一部改正)

(漁業調整のための許可の変更、取消し又は採捕の停止等)

第二十二条 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、採捕の許可につき、その内容を変更し、制限若しくは条件を付け、取り消し、又は採捕を停止させることができる。

2 採捕の許可を受けた者が、漁業に関する法令又はこれらの規定に基づく処分に違反したときも、前項と同様とする。

3 前項の規定による処分は、同項の違反者に係るすべての採捕の許可について行なうことができる。

4 知事は、第一項又は第二項の規定による採捕の許可の内容の変更、制限若しくは条件の付加又は採捕の停止を行おうとするときは、聴聞を行わなければならない。

5 第二十条第二項の規定は、第一項又は第二項の処分をする場合に準用する。

(平六規則四〇・一部改正)

(許可の失効)

第二十三条 採捕の許可を受けた者が死亡し、解散し、又は分割(当該許可に係る事業の全部を承継させるものに限る。)をしたときは、当該許可は、その効力を失う。

(平一三規則三一・一部改正)

第三章 水産資源の保護培養及び漁業取締り等

(有害物の遺棄漏せつの禁止)

第二十四条 水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつしてはならない。

2 知事は、前項の規定に違反する者がある場合において、水産動植物の保護培養上害があると認めるときは、その者に対して除害に必要な設備の設置を命じ、又は既に設けた除害設備の変更を命ずることができる。

3 前項の規定は、水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三百三十八号）の適用を受ける者については、適用しない。

(昭四七規則四四・一部改正)

(禁止期間)

第二十五条 次の表の上欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表下欄に掲げる期間は、これを採捕してはならない。

| 名 称 | 禁 止 期 間 |
|-----------|----------------|
| あ ゆ | 一月一日から五月十九日まで |
| あまご (えのは) | 十月一日から翌年二月末日まで |
| やまめ (えのは) | 十月一日から翌年二月末日まで |

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、これ

を所持し、又は販売してはならない。

(平六規則三三・一部改正)

(全長の制限)

第二十六条 次の表の上欄に掲げる水産動物で、それぞれ同表下欄に掲げる全長のものは、これを採捕してはならない。

| 名 称 | 全 長 |
|---------|-------------|
| うなぎ | 二十センチメートル以下 |
| ぼら (いな) | 十センチメートル以下 |

2 前項の規定に違反して採捕した水産動物又はその製品は、これを所持し、又は販売してはならない。

(漁具漁法の制限禁止)

第二十七条 次の各号に掲げる漁具又は漁法により水産動物を採捕してはならない。

- 一 ひき網
- 二 水中に電流を通じてする漁法
- 三 瀬干漁法（川干漁法）
- 四 火光を利用してする漁法。ただし、日田市三隅川、同市玖珠川筋、同市大山川筋及び同市津江川筋において、五月二十日から十一月十五日までの間に行なうう飼及び火光利用さし網については、この限りでない。

- 五 魚切り又は類似の漁法
- 六 おけづけ（かんづけ、箱づけ、びんづけ等を含む。）
- 七 上りやな。ただし、白魚せきすくい網は、この限りでない。
- 八 発射装置を有するもり又はやす
- 九 「石うち」又は「げんのうち」をしている漁法

（平一八規則八・一部改正）

第二十八条 次の表の上欄に掲げる漁具により水産動物を採捕する場合にあっては、当該漁具は、それぞれ同表下欄に掲げる範囲でなければならない。

| 名称 | 範囲 |
|-----|-------------------------------------------------|
| 投網 | 網目 十五センチメートルにつき 十節以下 （網丈二・五メートル以下は、この限りでない。） |
| さし網 | 網目 十五センチメートルにつき 十節以下 |
| 建切網 | 網目 十五センチメートルにつき 十節以下 |
| 瀬張網 | 網目 十五センチメートルにつき 十節以下 |
| 建干網 | 網目 十五センチメートルにつき 十節以下 網の全長五百五十メートル以下 |

（禁止区域）

第二十九条 次の各号に掲げる区域内においては、水産動物の採捕

をしてはならない。

一 山国川

中津市三光土田うさぎ飛ぶち上の大岩（本岩）頂上から三百八度（磁針方位。以下同じ。）と下流うさぎ飛ぶち下の大石から二百九十八度の線との間の区域

二 駅館川

宇佐市大字拝田字公原の標木から二百二十四度の線と下流同市大字拝松の拝石からたか栖観音堂（屋上）見通し線との間の区域

三 桂川

豊後高田市大字嶺崎堀田井ぜき上端から上流桑納橋の下流端の間の区域

四 大分川

由布市庄内町櫟木篠原えん堤上端から下流百メートルの間の区域

五 大分川

由布市挾間町篠原篠原発電所放水口下流端から下流三百七十メートルの間の区域

六 大分川

由布市湯布院町川上城橋下流端から下流同市湯布院町川南御幸橋下流端の間の区域

七 阿蘇野川

由布市庄内町十合野村内橋の上流端から下流五百メートルの間の区域

八 芹川

竹田市直入町大字長湯字湯原天満橋の下流端から下流肥後井ぜき上流端の間の区域

九 大野川

大分市大字上戸次兔島頂上から上流二百メートル、下流二百メートルの間の区域

十 大野川

豊後大野市三重町川辺昭和井路取入口えん堤上端から下流百メートルの間の区域

十一 緒方川

豊後大野市緒方町原尻原尻の滝から下流二百五十メートルの間の区域

十二 濁淵川

竹田市大字植木字火振妙見森の標木より九十三度の線から下流五百五十メートルの間の区域

十三 臼杵川

臼杵市大字搔懐久保田橋の下流端から下流家野えん堤上端の間の区域

十四 末広川

臼杵市大字末広字黒丸二の井手えん堤上端から下流一の井手

えん堤上端の間の区域

十五 堅田川

佐伯市大字長良字市谷の谷口右岸護岸角から三百三十九度三十分の線と下流同市大字長良字柏江の岩の鼻から三百四十四度三十分の線との間の区域

十六 筑後川

日田市大字石井石井発電所放水口下流端より百九十五度の線から上流八十メートル、下流二百メートルの間の区域

十七 筑後川

日田市大山町西大山字下釣女子畑発電所大山取入口えん堤上流端から下流百メートルの間の区域

十八 有田川

日田市大字有田字川原田若宮井ぜきの上流端から上流百五十メートルの間の区域

十九 川原川

日田市上津江町川原イデノふち南中山溪流打出口下流端より百二十度の線から下流二百メートルの間の区域

二十 玖珠川

日田市天瀬町桜竹築瀬女子畑発電所玖珠川取入口えん堤上流端から上流六十メートル、下流百九十メートルの間の区域

二十一 玖珠川

玖珠郡玖珠町大字山浦魚返りの滝から上流七十五メートル、

下流七十五メートルの間の区域

二十二 玖珠川

玖珠郡玖珠町大字森片目ケふち打落口から下流天神ふち水車
ぜき上流端の間の区域

二十三 町田川

玖珠郡九重町大字町田潜石橋の上流端から上流こしき岩橋の
下流端の間の区域

二十四 山国川

中津市山国町槻木槻木小学校毛谷村分校北側の延長線上から
合使橋までの間の区域

二十五 津房川

宇佐市安心院町萱籠須崎の滝から須崎発電所放水口下流端ま
での間の区域

二十六 神原川

竹田市大字神原字吐合白水橋から上流の区域

二十七 七瀬川

大分市大字野津原一の瀬橋から上流二百メートルの間の区域
二十八 山国川

中津市本耶馬溪町曾木犬走り沈橋下流端から下流荒瀬井ぜき
上流端の間の区域

(昭四二規則二七・昭四五規則五八・昭五一規則五四・昭
五四規則五・平二規則一・平一八規則八・平一八規則六

七・平二一規則六四・一部改正)

第三十条

次の表の上欄に掲げる禁止区域においては、同表中欄に
掲げる禁止期間は、同表下欄に掲げる水産動物を採捕してはなら
ない。

| 禁止区域 | 禁止期間 | 名称 |
|-----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|----|
| 中津市金谷潮止えん堤上流端から下 流二百二十メートルの間 | 九月十日から 十一月十日まで | あゆ |
| 中津市本耶馬溪町曾木蕨野の滝右岸 の巨石より五度の線から下流五十メ ートルの間 | 五月二十日から 七月三十一日まで | あゆ |
| 中津市耶馬溪町大字戸原口の林五龍 の滝左岸から上流五十メートル、下 流百九十メートルの点からそれぞれ 三百三十一度及び十度の線との間 | 五月二十日から 六月三十日まで | あゆ |
| 宇佐市大字川部字川部の標木から八 十四度の線と同市大字江須賀字江島 千百七十七番地の標木から百四十六 度三十分の線との間 | 六月一日から 八月十日まで 及び 九月二十一日から 十一月三十日まで | あゆ |
| 臼杵市大字野田字大坪の標木（野田 つきまわしの瀬頭）より三百四十四 | 十月一日から 十一月三十日まで | あゆ |

| | | |
|---------------------------------------------------------------|-----------------|----|
| 度の線から下流百メートルの間 | | |
| 佐伯市大字長良字市谷の谷口右岸護岸角から三百三十九度三十分の線から上流宇山橋下流端の間 | 九月一日から十一月三十日まで | あゆ |
| 佐伯市宇目大字中岳正連寺ぶちぶち尻左岸石垣下流端から三百三十度三十分の線と下流ジサぶち左岸石垣上流端から四十二度の線との間 | 五月二十日から十一月三十日まで | あゆ |

(昭四二規則二七・昭四五規則五八・昭六三規則二五・昭六三規則六二・平二規則一・平一八規則八・一部改正)

(保護水面)

第三十条の二 水産資源保護法第十五条第一項の規定によつて指定

された次の表の上欄に掲げる保護水面の区域においては、同表の下欄に掲げる禁止期間は、水産動植物の採捕をしてはならない。

| 保護水面の区域 | 禁止期間 |
|-------------------------------------------------|----------------|
| 次に掲げる基点一と基点二を結んだ線から上流の基点三と基点四を結んだ線に至る間の大野川の区域 | 九月一日から十月三十一日まで |
| 基点一 大分市大字宮河内字佐土原一九四三番の一 の大野川右岸に管理者が設置した標柱の位置 | |

| | |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 基点二 大分県大字松岡字南河原三〇二八番の二の大野川左岸に管理者が設置した標柱の位置 | |
| 基点三 大分市大字下戸次字七石四九五七番の一の大野川右岸に管理者が設置した標柱の位置 | |
| 基点四 大分市大字松岡字下出口二一三四番の二の大野川左岸に管理者が設置した標柱の位置 | |
| 次に掲げる基点一と基点二を結んだ線から上流の基点三と基点四を結んだ線に至る間の番匠川本流の区域 | 九月一日から十一月三十日まで |
| 基点一 佐伯市大字稲垣字竜護寺九四九番の番匠川右岸稲垣橋下流端 | |
| 基点二 佐伯市大字鶴望字ドケヤ一五三番の番匠川左岸稲垣橋下流端 | |
| 基点三 佐伯市大字稲垣字鶴ノ木八八番二の番匠川右岸高島井堰上流端 | |
| 基点四 佐伯市大字上岡字土井ノ外一一七一番の番匠川左岸高島井堰上流端 | |
| 次に掲げる基点一と基点二を結んだ線から基点三と基点四を結んだ線に至る間の大分川の区域(大分市大字下宗方字古川一〇二七番に管理者が設置した標木から百十度の線から上流の七瀬川の区域を除く。) | 九月二十日から十一月二十日まで |
| 基点一 大分市大字光吉字井手ノ元一二番の大分 | |

| | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>川右岸に管理者が設置した標柱の位置</p> <p>基点二 大分市大字畑中字居荒六三七番の大分川左岸に管理者が設置した標柱の位置</p> <p>基点三 大分市大字下宗方字古川一〇二七番の大分川右岸に管理者が設置した標柱の位置</p> <p>基点四 大分市大字畑中字居荒六三九番の大分川左岸に管理者が設置した標柱の位置</p> | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|

(昭六三規則二五・追加、昭六三規則六二・平二規則一・一部改正)

(漁場内の岩礁の破砕又は砂れき等の採取禁止)

第三十一条 漁業権の設定されている漁場内又は第二十九条若しくは第三十条に掲げる禁止区域において、岩礁を破砕し、又は砂れき、土若しくは岩石（以下「砂れき等」という。）を採取しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けようとする者は、第十号様式による申請書に当該漁場に係る漁業権を有する者の同意書を添えて、知事に提出しなければならない。

3 前項の場合において、漁業権を有する者が砂れき等の採取により水産資源の保護培養上通常支障がないにもかかわらず同意書を与えない等正当な理由がないのに同意書を与えない場合には、そ

の事情を記載した書面をもつて同意書にかえることができる。

4 前項の場合において、第一項の規定により許可を受けようとする者が同意書にかえてその事情を記載した書面を提出したときは、知事は、当該許可申請者及び当該漁業権者から事情を聴取のうち、必要と認める場合は、協議を命ずることができる。

5 知事は、第一項の許可をしたときは、第十一号様式による許可証を当該申請者に交付するものとする。

(さく河魚類の通路をしや断して行なう水産動物の採捕の制限)

第三十二条 さく河魚類の通路をしや断する漁具又は漁法によつて水産動物の採捕を行なう場合には、河川流幅の五分の一以上の魚道を開通しなければならない。

(外来魚の移植の禁止)

第三十二条の二 オオクチバス属の魚種（オオクチバス及びコクチバスを除く。）を移植してはならない。

(平六規則二九・追加、平一八規則六七・全改)

(試験研究等の適用除外)

第三十三条 この規則のうち水産動物の種類若しくは大きさ、水産動物の採捕の期間若しくは区域又は使用する漁具若しくは漁法についての制限又は禁止に関する規定は、試験研究、教育実習又は

増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下本条において「試験研究等」という。）のための水産動物の採捕について知事の許可を受けた者が行なう当該試験研究等については、適用しない。

2 前項の許可を受けようとする者は、第十二号様式による申請書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、第一項の許可をしたときは、第十三号様式による許可証を当該申請者に交付するものとする。

4 知事は、漁業調整又は水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、第一項の許可をするにあたり、制限又は条件を付けることができる。

5 第一項の許可を受けた者は、当該許可に係る試験研究等の終了後遅滞なく、その経過を知事に報告しなければならない。

6 第一項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項に違反して当該試験研究等を行なつてはならない。

7 第一項の許可を受けた者は、許可証に記載された事項を変更しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

8 第二項から第四項までの規定は、前項の場合に準用する。この場合において、第三項中「交付する」とあるのは「書き換えて交付する」と読み替えるものとする。

9 第十条及び第十一条の規定は、第一項及び第七項の規定により許可を受けた者について準用する。

（漁業の標識の建設）

第三十四条 漁業法第七十二条の規定により漁場の標識の建設を命じられた者は、第十四号様式による標識をその命じられた方法により建設し、その旨を知事に届け出なければならない。

（標識の書換え又は再建設）

第三十五条 前条の標識を建設した者は、当該標識の記載事項に変更を生じ、若しくは当該標識に記載した文字が明らかでなくなつたとき、又は当該標識を亡失し、若しくはき損したときは、遅滞なく、これを書き換え、又は新たに建設しなければならない。

（禁止区域の標識の記載事項等）

第三十六条 第二十九条及び第三十条に掲げる禁止区域の標識は、第十五号様式によるものとし、その区域の境界に建設するものとする。

第四章 罰則

第三十七条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第六条、第十三条、第二十四条第一項、第二十五条から第三

十条の二まで、第三十一条第一項、第三十二条、第三十二条の二又は第三十三条第六項の規定に違反した者

二 第十二条、第二十二條第一項又は第三十三条第四項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定により付けられた制限又は条件に違反した者

三 第二十二條第一項の規定による採捕の停止の命令に違反した者

四 第二十四條第二項の規定による命令に違反した者

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物、その製品又は漁船若しくは漁具その他の水産動植物の採捕の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

（昭五八規則四〇・昭六三規則二五・平六規則二九・平一八規則六七・一部改正）

第三十八条 第十条第一項（第三十三条第九項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、科料に処する。

（平六規則二九・平一八規則六七・一部改正）

第三十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第三十七条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

第四十条 第十条第三項（第三十三条第九項において準用する場合を含む。）、第十一条、第十五条、第十八條第一項若しくは第二項又は第三十三条第五項の規定に違反した者は、五万円以下の過料に処する。

（平六規則二九・平六規則四〇・平一八規則六七・一部改正）

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 大分県内水面漁業調整規則（昭和二十六年大分県規則第六十号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

3 旧規則の規定によりした許可その他の処分であつてこの規則施行の際現に効力を有するものは、知事がこの規則の相当規定によりしたものとみなす。ただし、許可の有効期間は、従前の許可の残存期間とする。

4 この規則施行前に、旧規則の規定により交付した許可証は、この規則の規定により交付した許可証とみなす。

5 この規則施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和四二年規則第二七号）

この規則は、昭和四十二年四月一日から施行する。

附 則（昭和四五年規則第五八号）

- 1 この規則は、昭和四十五年十月十六日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する処分又は罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和四七年規則第四四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五一年規則第五四号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五四年規則第五号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和五八年規則第四〇号）

- この規則は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（昭和六三年規則第二五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六三年規則第六二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二年規則第二一号）

この規則は、公布の日から施行する。

- 附 則**（平成六年規則第二九号）
- この規則は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（平成六年規則第三三号）

この規則は、平成六年十月一日から施行する。

附 則（平成六年規則第四〇号）

この規則は、平成六年十月一日から施行する。

附 則（平成一二年規則第一八号）

- 1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

- 2 この規則の施行前にした申請又は届出に係る第三条の規定の適用については、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行前に改正前の大分県内水面漁業調整規則第十条第二項の規定により市町村の長が証明した許可証の写しは、改正後の大分県内水面漁業調整規則第十条第二項の規定により知事が証明した許可証の写しとみなす。

附 則（平成一三年規則第三一号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年規則第七一―二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年規則第八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年規則第六七号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二十二年規則第六四号）

この規則は、平成二十一年十一月一日から施行する。

第1号様式（その1）

| | |
|-------------|-----------------------------------------|
| 代 表 者 選 定 届 | |
| | 年 月 日 |
| 大分県知事 | 殿 |
| | 住 所 氏 名 ㊟ |
| | 住 所 氏 名 ㊟ |
| | 住 所 氏 名 ㊟ |
| | 〔 法人にあつては、その名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地 〕 |
| 下記のとおり | 漁業に係る共同申請の代表者を選定したので、お届け します。 |
| | 記 |
| | 代表者 住 所 氏 名 |
| | 〔 法人にあつては、その名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地 〕 |

代表者変更届

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名

印

住 所

氏 名

印

住 所

氏 名

印

法人にあつては、その名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地

下記のとおり 年 月 日づけ届出の 漁業に係る共同申請の代表者を変更したので、お届けします。

記

旧代表者 住 所

氏 名

新代表者 住 所

氏 名

法人にあつては、その名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地

第2号様式

漁業権（入漁権）行使規則認可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

所在地
漁業協同組合
理事 氏名 ㊟

年 月 日大分県告示第 号によつて公示された内共第 号に係る
漁業権について、別添のように 漁業協同組合内共第 号 漁業権（入漁権）
行使規則を制定したいので、関係書類を添えて認可を申請します。

第3号様式

〇〇漁業免許申請書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所
氏 名 ㊟

〔 法人にあつては、その名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地 〕

年 月 日大分県告示第 号によつて告示された内共（区、定）第
号漁業権の免許を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

第4号様式

| | |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---|
| 遊漁規則(変更)認可申請書 | |
| 年 月 日 | |
| 大分県知事 | 殿 |
| 所在地 | |
| 漁業協同組合 | |
| 理事 氏名 | |
| 印 | |
| <p>年 月 日大分県告示第 号によつて公示された内共第 号に係る第五種共同漁業権について、別添のように 漁業協同組合内共第 号第五種共同漁業権遊漁規則を制定(変更)したいので、関係書類を添えて認可を申請します。</p> | |

第5号様式

〇〇（網）による採捕許可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名

法人にあつては、その名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地

印

水産動物の採捕の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 採捕の種類
- 2 採捕の区域
- 3 採捕する水産動物の種類
- 4 採捕期間
- 5 漁具又は漁法の規模及び数
- 6 採捕に従事する者の住所及び氏名
- 7 使用する船舶
 - (1) 船名
 - (2) 漁船登録番号
 - (3) 総トン数
 - (4) 推進機関の種類及び馬力数

←----- 20 センチメートル -----→

| | |
|-----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 許可番号第 号 |
| | 〇〇（網）による採捕許可証 |
| | 住 所 氏 名 |
| | 〔 法人にあつては、その名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地 〕 印 |
| ↑ 2 5 セ ン チ メ ー ト ル ↓ | <p>1 採捕の種類</p> <p>2 採捕区域</p> <p>3 採捕期間</p> <p>4 採捕に従事する者の住所及び氏名</p> <p>5 船舶 (1) 船名 (2) 漁船登録番号 (3) 総トン数 (4) 推進機関の種類及び馬力数</p> <p>6 許可の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>7 制限又は条件</p> |
| | 年 月 日 |
| | 大分県知事 印 |

第7号様式

〇〇（網）による採捕許可の内容変更許可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

氏 名

法人にあつては、その名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地

印

〇〇（網）による採捕の許可の内容の変更について許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 採捕の種類
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 変更しようとする事項

| 項 目 | 変 更 前 | 変 更 後 |
|-----|-------|-------|
| | | |

- 5 変更しようとする時期
- 6 変更しようとする理由

第8号様式

〇〇（網）による採捕許可証書換交付申請書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所
氏 名 ㊟
法人にあつては、その名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地

〇〇（網）による採捕許可証の書換え交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 採捕の種類

2 許可番号

3 許可年月日

4 書き換えようとする事項

| 項 目 | 現在の許可証記載事項 | 書き換えようとする内容 |
|-----|------------|-------------|
| | | |

5 書換えを必要とする理由

第9号様式

〇〇（網）による採捕許可証再交付申請書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所
氏 名 ㊟

〔 法人にあつては、その名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地 〕

〇〇（網）による採捕許可証の再交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 採捕の種類
- 2 許可番号
- 3 許可年月日
- 4 再交付申請の理由

第10号様式

砂れき等採取許可申請書

年 月 日

大分県知事 殿

住 所
氏 名 ㊟

〔 法人にあつては、その名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地 〕

砂れき等の採取許可を受けたいので関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

- 1 目 的
- 2 漁業権免許番号又は禁漁区の表示
- 3 区 域
- 4 期 間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 補償の措置
- 6 参考事項

第 1 1 号様式

| | |
|-------------------------------------------------------|---|
| 許可番号第 | 号 |
| 砂れき等採取許可証 | |
| 住 所 氏 名 〔 法人にあつては、その名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地 〕 | |
| 1 漁業権免許番号又は禁漁区の表示 | |
| 2 区 域 | |
| 3 期 間 年 月 日から 年 月 日まで | |
| 4 制限又は条件 | |
| 年 月 日 | |
| 大分県知事 | |
| 印 | |

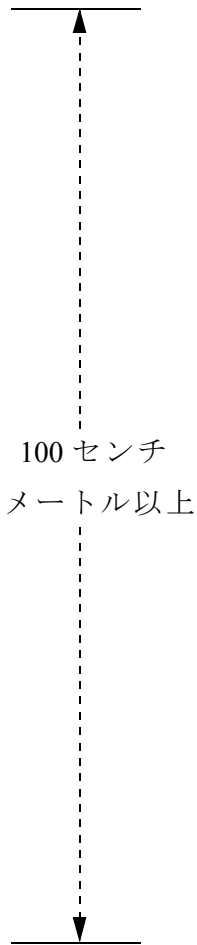
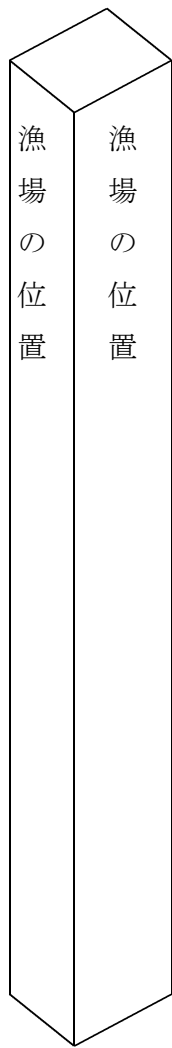
第12号様式

| | |
|-----------------------------|------------------------------------------------------|
| 特別採捕許可申請書 | |
| 年 月 日 | |
| 大分県知事 | 殿 |
| | 住 所 |
| | 氏 名 |
| | 〔 法人にあつては、その名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地 〕 ^印 |
| 特別採捕の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。 | |
| 記 | |
| 1 | 目 的 |
| 2 | 適用除外の許可を必要とする事項 大分県内水面漁業調整規則第 条第 項 |
| 3 | 使用船舶 |
| | (1) 船 名 |
| | (2) 漁船登録番号 |
| | (3) 総トン数 |
| | (4) 推進機関の種類及び馬力数 |
| | (5) 所有者氏名 |
| 4 | 採捕しようとする水産動物の名称及び数量（種苗の採捕の場合は、供給先及びその数量） |
| 5 | 採捕の期間 年 月 日から 年 月 日まで |
| 6 | 採捕の区域 |
| 7 | 使用漁具及び漁法 |
| 8 | 採捕に従事する者の住所及び氏名 |

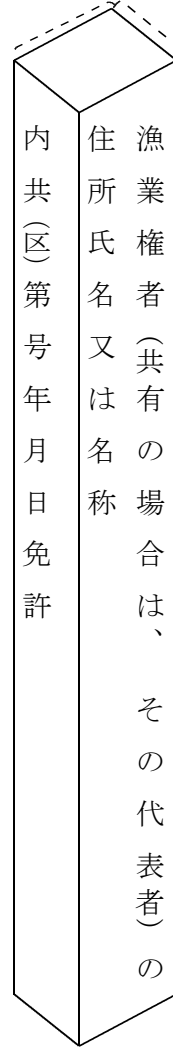
----- 20 センチメートル -----

| | |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | 許可番号第 号 |
| <p>特別採捕許可証</p> <p>住 所</p> <p>氏 名</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>法人にあつては、その名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地</p> </div> ⑩ | |
| <p>2</p> <p>5</p> <p>ヤ</p> <p>ク</p> <p>チ</p> <p>メ</p> <p>ー</p> <p>ナ</p> <p>ハ</p> | <p>1 適用除外の事項</p> <p style="padding-left: 20px;">大分県内水面漁業調整規則第 条第 項</p> <p>2 採捕する水産動物の種類及び数量</p> <p>3 採捕の区域</p> <p>4 採捕の期間</p> <p>5 使用漁具及び漁法</p> <p>6 採捕に従事する者の住所及び氏名</p> <p>7 使用船舶</p> <p style="padding-left: 20px;">(1) 船名</p> <p style="padding-left: 20px;">(2) 漁船登録番号</p> <p style="padding-left: 20px;">(3) 総トン数</p> <p style="padding-left: 20px;">(4) 推進機関の種類及び馬力数</p> <p>8 許可期間 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>9 制限又は条件</p> |
| <p>年 月 日</p> <p>大分県知事</p> ⑩ | |

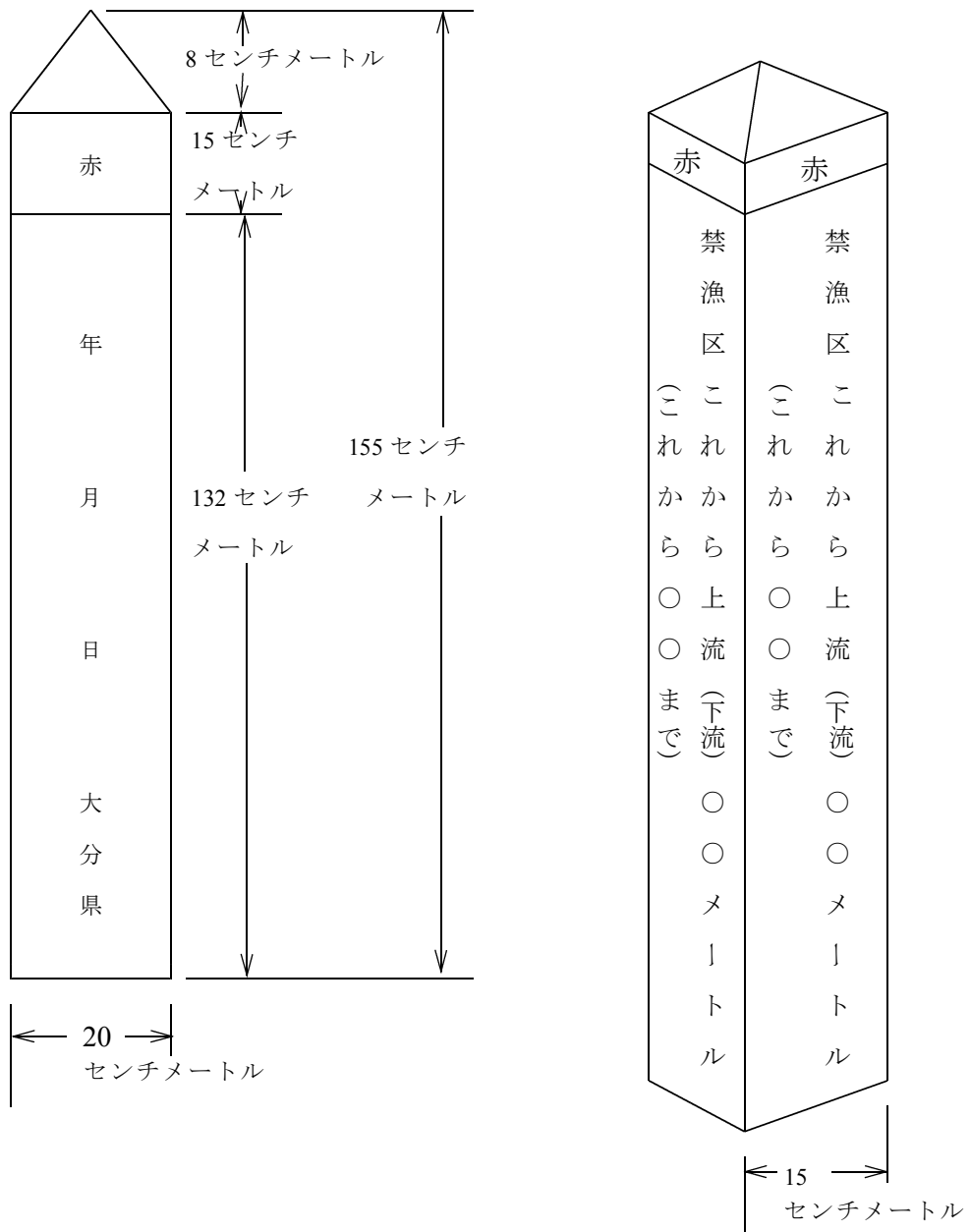
第14号様式



12センチメートル以上



第15号様式



注 禁止期間を定めた場合は、その旨標識中に表示すること。